

環境局 平成26年度 局運営方針

1. 主な現状と課題

東日本大震災を契機として、エネルギーセキュリティの重要性が認識されるようになり、太陽光発電などの再生可能エネルギーが安心・安全なエネルギーとして注目を集めています。このような状況のなか、国では、再生可能エネルギーを中核とした自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築を重要政策の1つとして掲げているところです。

また、地球温暖化の問題についても、昨今は記録的な猛暑、集中豪雨といった形で顕在化してきており、温室効果ガスの排出抑制などは社会全体で喫緊に取り組まねばならない課題となっています。

それとともに、日々の経済活動や日常生活から発生する廃棄物についても、発生抑制、処理方法や再資源化など市民と一体となって取り組むべき課題は多くあります。

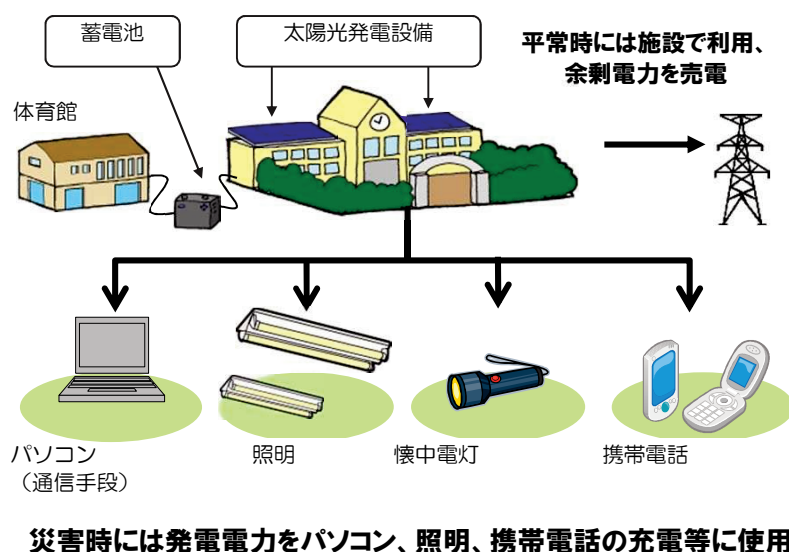
本市としては、これらの課題を見据えつつ、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向け、様々な取組を進めていく必要があります。

(1) 再生可能エネルギー導入促進及び災害時のエネルギーセキュリティ確保

国のエネルギー政策の方向性は大きく転換し、本市もエネルギーの利用のあり方を見直す必要があります。災害時や停電時においても、市民が安全で支障なく生活することができる、必要最低限のエネルギーを確保することやエネルギーの大規模消費地としてエネルギー使用量の削減が求められていることから、その実現に向けて、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用、省エネルギー対策の推進を図る必要があります。

本市としては、平成25年度から27年度までの3年間で、全市立学校に太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進し、再生可能エネルギーの導入拡大と災害時の防災拠点の強化を図るとともに、学校以外の避難所にも設置を進めていく必要があります。

防災拠点(市立学校)のエネルギーセキュリティの強化



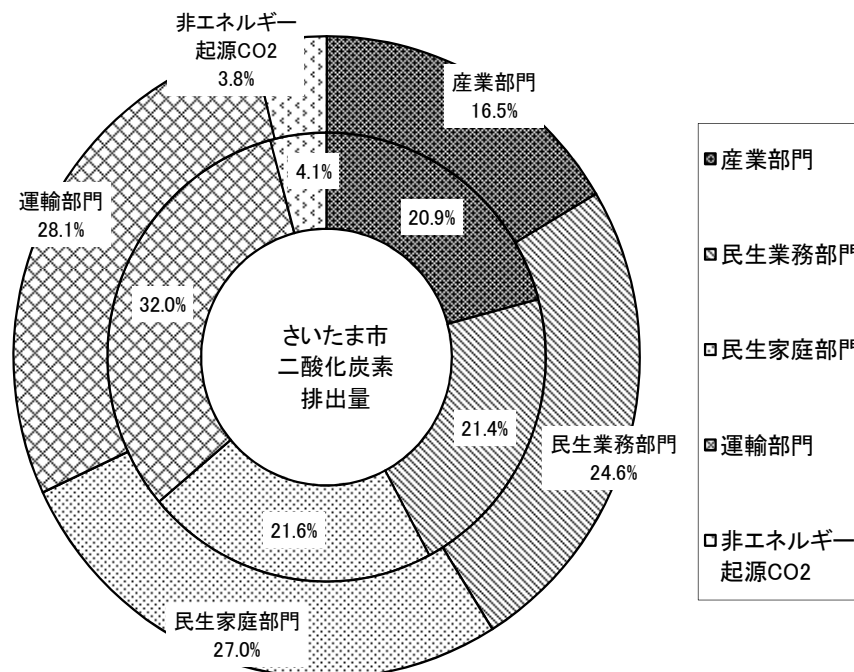
(2) 民生部門における温室効果ガス排出量の削減

本市の温室効果ガス排出量は、平成2年度（基準年度）と比較して家庭やオフィスなどの民生（業務・家庭）部門が大幅に増加しているため、民生（業務・家庭）部門への対策が求められています。

平成26年度は、市域の温室効果ガス削減目標を定めた「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく環境負荷低減計画制度により事業所の省エネを図るとともに、「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金により住宅における省エネの推進を図る必要があります。

また、市役所自らの事務・事業で発生する温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市有施設の照明のLED化や、施設の改修または更新（建替）時に可能な限り環境に配慮した施設としていく必要があります。

- 平成22年度の部門別二酸化炭素排出量は運輸部門（28.1%）、民生部門<家庭系>（27.0%）、民生部門<業務系>（24.6%）が上位を占めている。
- 全国や埼玉県の部門別二酸化炭素排出量の割合と比べ、運輸部門・民生部門の占める割合が高い一方で、産業部門の占める割合が低い。



さいたま市部門別二酸化炭素排出量の割合
平成2年度(基準年度)(内円)・平成22年度(外円)

(3) 「環境未来都市」の実現

我が国のビジネスモデルに寄与する優れた取組として国の総合特区に認定された「次世代自動車・スマートエネルギー特区」は、5年の取組期間の3年目となります。平成26年度は、低炭素型パーソナルモビリティの普及に向けた、国土交通省認定の「超小型モビリティ推進事業」の展開、スマートホーム・コミュニティの普及に向けた、みそのウイングシティ内における情報発信等の拠点となる「(仮称)アーバンデザインセンターみその」の整備を含む、スマートホーム・コミュニティの展開、ハイパーエネルギーステーションの普及に向けた、災害に強い水素・電気の供給施設の整備促進など、特区の取組の総合的な推進によって、災害に強い安心・安全な「エネルギーセキュリティが確保された低炭素型の都市」の実現を図る必要があります。

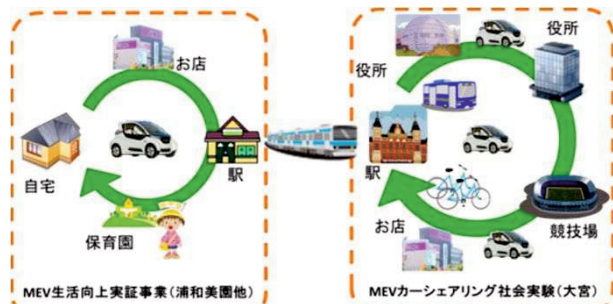
また、EV普及施策の「E-KIZUNA Project」におけるシンポジウム開催などを通じて、運輸部門の低炭素化と災害時の輸送手段確保につながる次世代自動車について、一層の普及を図っていく必要があります。

低炭素型パーソナルモビリティの普及

【超小型モビリティ推進事業】

超小型モビリティ(MEV)を導入し、交通の低炭素化や高齢者・子育て世代の移動支援をねらいとした社会実験を、事業者と協働で実施します。

「持続可能な社会の構築と低炭素都市の実現」モデルとしてMEVを活用した成功事例を本市から全国に発信していくとともに、「環境未来都市」の実現を目指します。



事業イメージ図

スマートホーム・コミュニティの普及

【スマートホーム・コミュニティの展開】

みそのウイングシティ内に、100戸程度のスマートホーム・コミュニティの先行整備を進めます。

【情報発信等の拠点整備】

みそのウイングシティの成長・発展に向けた、まちづくりの方向性を踏まえ、スマートエネルギーを地域全体へ普及・促進するため、情報発信等の拠点となる「(仮称)アーバンデザインセンターみその」を整備し、積極的な取組を図ります。



浦和美園駅を中心とした地域交流拠点イメージ

ハイパーエネルギーステーションの普及



水素・電気・天然ガス等の多様なエネルギーを災害時にも供給可能な施設の整備



スマートホーム・コミュニティ実証実験施設: 埼玉大学前

特区の取組を総合的に推進

目標

暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する「環境未来都市」の実現

(4) 大気への環境負荷低減

本市の二酸化炭素排出量のうち約3割が自動車からの排出に起因しており、地球温暖化対策を進めるためには、自動車から排出される二酸化炭素を削減することが重要です。その有効な対策として、車の燃費の向上や交通事故防止にもつながる「エコドライブ」、また、自家用自動車から公共交通機関、徒歩、自転車等への転換を推進する「モビリティマネジメント」を積極的に推進していく必要があります。

平成25年度は、北区と緑区の転入者を対象に、モビリティマネジメントを推進する冊子やバスマップ、駐輪場マップ及び自転車利用マナーパンフレット等を配布しました。平成26年度は、市内10区で事業展開することで、より多くの転入者に対し、公共交通機関等の利用促進を周知し環境負荷の低減に努めます。

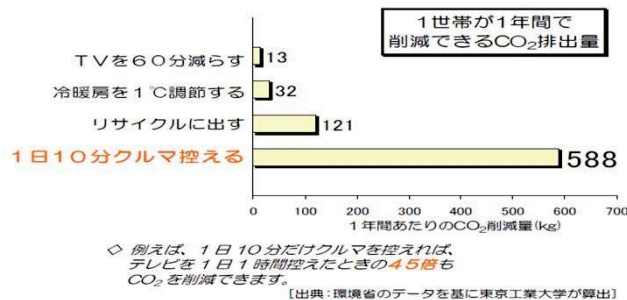


図1 自動車削減効果

資料：エコ通勤機付け冊子
(国土交通省発行)より

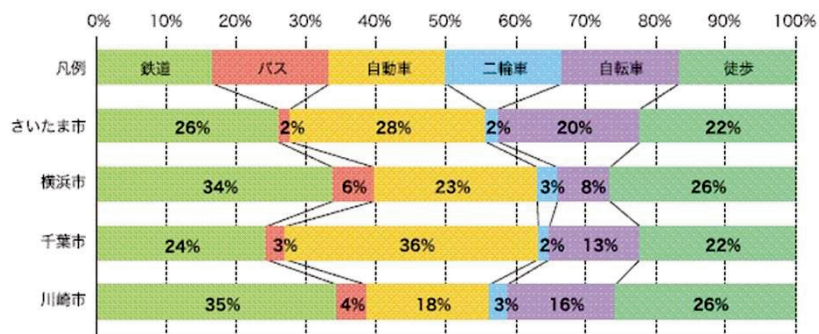


図2 政令市交通分担率の比較

資料：さいたま市交通環境プランより

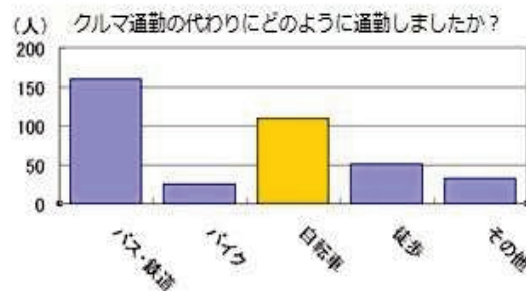


図3 自動車からの転換先

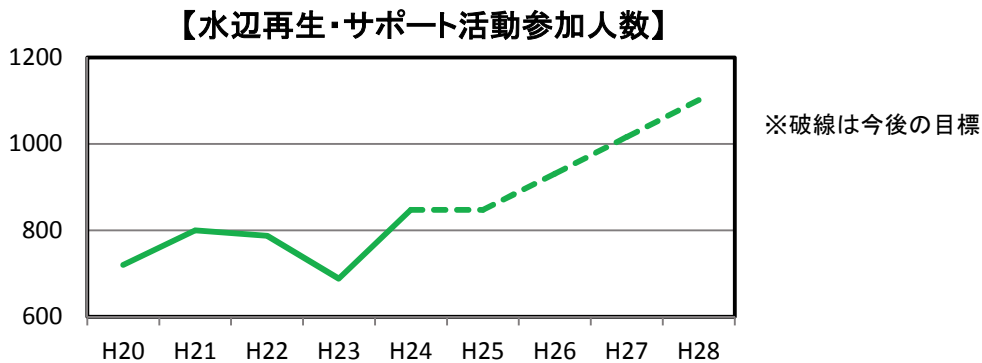
資料：平成21年度市内8事業者へのエコ通勤アンケートより作成

(5) 水辺の環境美化活動の支援

本市は、見沼田んぼや荒川などに代表する自然豊かな水と緑を有しておりその自然資源である水環境を守るため「市民、事業者、行政」が協働し、連携した取組が求められます。

現在、市が管理する河川、遊水地、公園内の水辺等において、環境美化活動を行っている5団体と市が協定を結び傷害保険や消耗品の提供などの支援を行い、平成20年度の参加者数は延べ720人、平成24年度は延べ847人（17%増）の参加がありました。更に、参加者数を増やし水辺環境の再生に向けた連携強化を図る必要があります。

今後は、「水辺のサポート制度」の活動を市報等でPRし、また、他の活動団体への呼びかけや環境美化活動への支援を充実することで参加者数を増やします。



(6) 雨水の有効利用等の推進

現在、雨水貯留タンクは、市内小学校28校（29基）に設置が完了し、環境教育の一環として出前講座などを開催しています。

雨水の有効利用等の推進は、「さいたま市水環境プラン」に位置づけており、子供たちに水循環や水資源の大切さを学ぶ環境教育の一環として、雨水貯留タンクの設置を市内全小学校（103校）に進める必要があります。



学校向け雨水貯留タンク（200L）及び雨水利用の様子

(7) 路上喫煙対策

路上での喫煙がもたらす危険性や、吸い殻などのポイ捨てを防止し、快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりを推進させるため、平成19年6月から大宮、浦和及び南浦和駅周辺を、平成23年6月から宮原、東大宮、北浦和及び武蔵浦和駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定し、環境美化指導員が巡回指導するなどの取組を行っています。

市内に鉄道駅は31か所ありますが、7つの「路上喫煙禁止区域」以外の駅周辺においても、路上喫煙対策を求める市民の声が増していることから、従来から実施している市報への掲載や啓発看板の設置などの広報活動に加え、分煙対策や環境美化指導員の巡回啓発など、路上喫煙禁止区域以外における具体的な啓発活動を進める必要があります。

(8) 小型家電リサイクルの推進

本年1月6日から、小型家電リサイクル法に基づき、市内50か所の公共施設において希少金属を多く含む携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電を拠点回収していますが、今後も市民への周知・啓発を継続するとともに、新たな拠点の整備やイベント回収の実施などを行い回収量を増加することで、家庭系ごみの「もえないごみ」を削減する必要があります。



携帯電話・PHS



電話機



デジタルカメラ



ビデオカメラ



携帯型ゲーム機



ポータブルラジオ



電卓



ACアダプタ



メモリーカードなど



回収ボックスイメージ

回収対象品目(例)

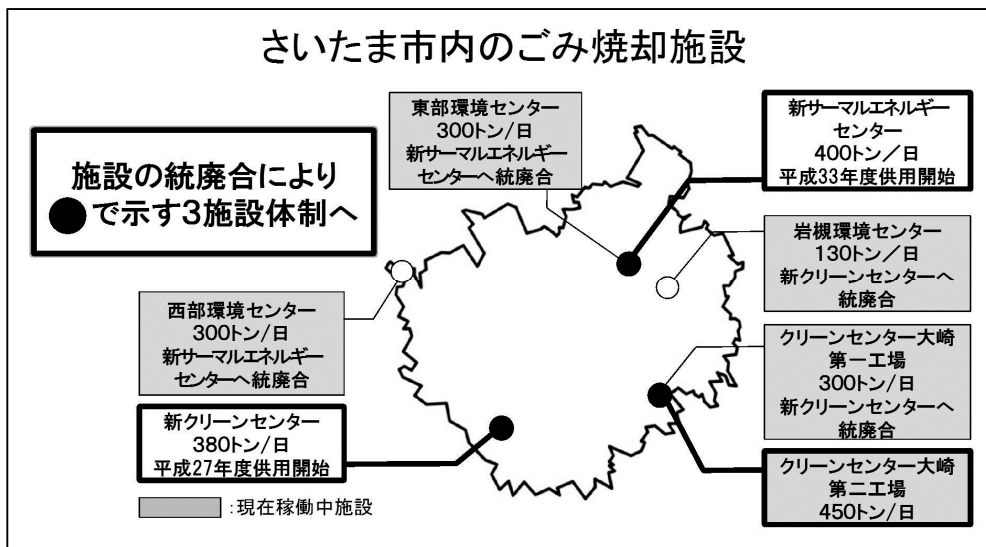
(9) 一般廃棄物の安定処理

市内に現在5つある廃棄物処理施設は、稼動から30年が経過している施設もあり、老朽化の問題を抱えていることから、廃棄物処理施設全体の計画的な更新、再編を図る必要があります。

① 新サーマルエネルギーセンター整備事業（東部環境センターの更新）

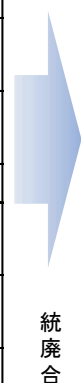
廃棄物処理施設の老朽化に伴い、施設の計画的な整備を図るため廃棄物処理施設基本構想に基づき、東部環境センター、西部環境センター2施設を統廃合した新サーマルエネルギーセンター整備事業（東部環境センター更新）の基本計画の策定を行います。

統廃合イメージ



統廃合計画概要

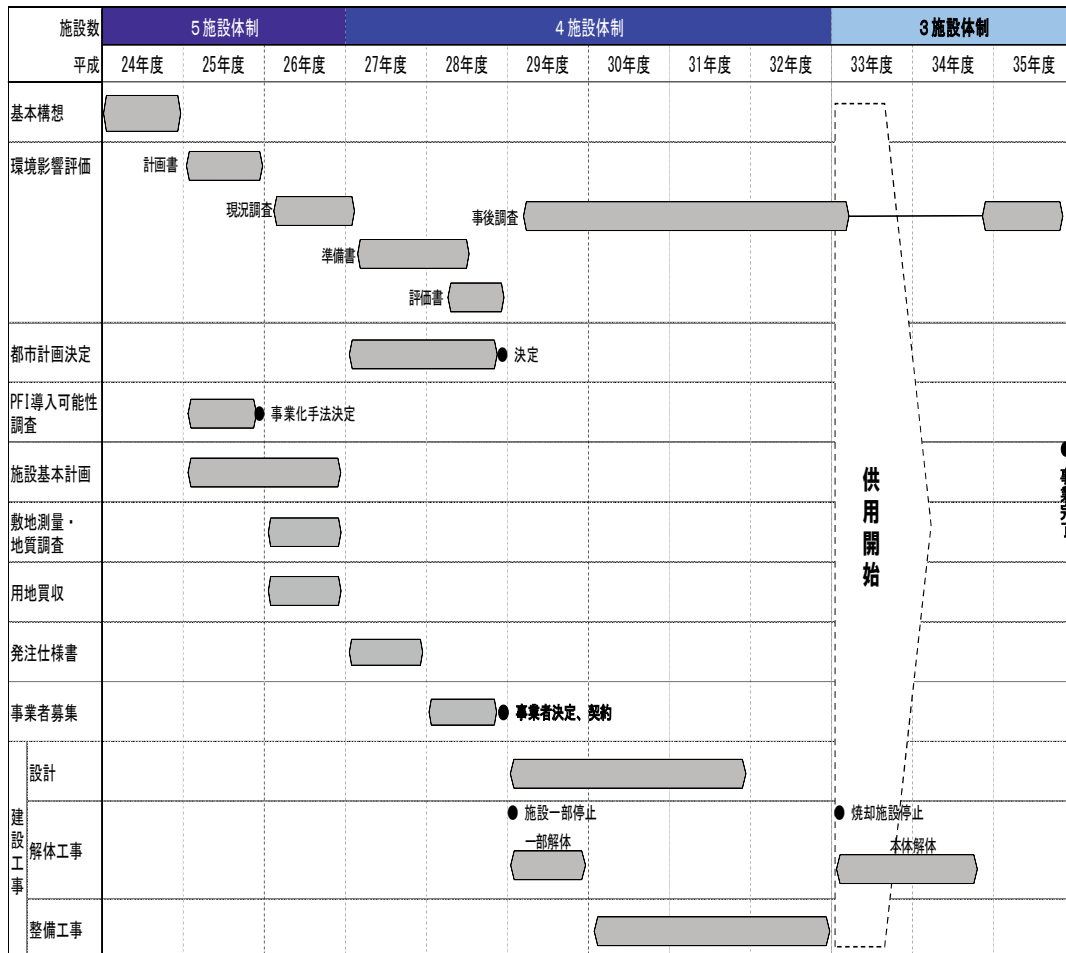
名称	西部環境センター	東部環境センター	新サーマルエネルギーセンター
所在地	西区大字宝来52番地1	見沼区大字膝子626番地1	見沼区大字膝子626番地1
敷地面積 (平方メートル)	55,109	41,185	45,875 (近隣民地含む)
焼却能力 (トン/日)	300	300	約400
竣工	平成5年2月	昭和59年7月	平成33年3月(予定)
発電能力 (キロワット)	3,600	1,700	10,000以上(目標)
余熱利用	西楽園 (温水プール、温浴)	東楽園 (温浴)	余熱体験施設
リサイクル センター	なし	併設	併設



廃棄物処理施設における発電能力の現状

施設名	西部環境センター	東部環境センター	クリーンセンター大崎
供用開始	平成5年	昭和59年	平成8年
焼却能力	300t/日	300t/日	450t/日
発電能力	3600kw	1700kw	7300kw

事業スケジュール



② 新クリーンセンター整備事業

市民のリサイクル活動機能を備えたリサイクルセンター及び高効率で熱回収し、発電等を行う廃棄物処理施設（新クリーンセンター）の平成27年度供用開始を目指し整備を進めます。

【施設整備概要】

○整備面積 約60,800㎡

○建築面積 熱回収施設・リサイクルセンター：約13,601㎡

管理・余熱体験施設：約1,790㎡

○延床面積 熱回収施設・リサイクルセンター：約29,816㎡

管理・余熱体験施設：約6,794㎡

○熱回収施設：380 t/日（190 t/日×2炉） ※発電出力：8,500KW

○リサイクルセンター：91 t/日（資源選別系：63 t/日、破碎選別系：28 t/日）

○管理・余熱体験施設：環境啓発ゾーン、余熱体験ゾーン



完成・イメージ図

【新クリーンセンター整備事業スケジュール】

項目	26年度	27年度	～41年度
土木・建築工事	→		
プラント工事	→		
試運転		↔	
外構工事	↔		
維持管理・運営期間		←	→

2. 基本方針・区分別主要事業

市民の安心・安全な生活を維持するためエネルギーセキュリティを確保するとともに、「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する環境未来都市」の実現を目指し、地球温暖化対策や環境負荷低減施策、及び廃棄物対策など各種環境施策に取り組んでまいります。

(1) 再生可能エネルギーの導入促進及び災害時のエネルギーセキュリティを確保します。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
1	拡倍	新エネルギー政策推進事業 〔地球温暖化対策課〕	1,291,721 (187,986)	698,200 (60,244)	再生可能エネルギーの導入促進と災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、全市立学校への太陽光発電設備及び蓄電池の設置や市有施設への太陽光発電設備の設置を推進
2	新倍	新エネルギー政策推進事業 〔地球温暖化対策課〕	84 (84)	0 (0)	市有施設への屋根貸しに係る選定委員会開催

(2) 本市の温室効果ガスの排出量では、民生部門の温室効果ガスが増加しており、その対応が求められています。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
3		実行計画(区域施策編)事業 〔地球温暖化対策課〕	11,073 (11,073)	11,778 (11,778)	さいたま市域における一人当たりの温室効果ガス排出量を削減するための温暖化対策事業の実施
4		実行計画(事務事業編)事業 〔地球温暖化対策課〕	4,705 (4,705)	10,717 (10,717)	市の事務事業における温室効果ガスの排出抑制に係る事業の実施
5		スマートホーム推進事業 〔地球温暖化対策課〕	180,000 (180,000)	180,000 (180,000)	自宅に太陽光発電などの創エネ・省エネ設備を設置するための費用の一部を補助

(3) 「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する環境未来都市」の実現を目指します。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
6	成	環境未来都市推進事業 〔環境未来都市推進課〕	35,944 (35,944)	46,345 (46,345)	電気自動車(EV)普及施策「E-KIZUNA Project」の実施による次世代自動車の普及促進

〔区分〕 新…新規事業 拡…拡大事業 倍…しあわせ倍増プラン2013事業 成…成長戦略事業
行…行財政改革推進プラン2013事業

*()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
7	倍成	次世代自動車・スマートエネルギー特区推進事業 〔環境未来都市推進課〕	184,705 (166,121)	201,508 (194,382)	総合特区制度を活用した、徹底的な低炭素化、エネルギーセキュリティの確保、誰もが自由に移動できる手段の確保による「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する環境未来都市」の実現
8	新倍	(仮称)アーバンデザインセンターみその設置 〔環境未来都市推進課〕	18,202 (18,202)	0 (0)	みそのウイングシティの成長・発展に向けたまちづくりを推進するための情報発信等の拠点となる(仮称)アーバンデザインセンターみその機能について、基本構想を策定し、設計等を実施

(4) 大気への環境負荷を低減するまちづくりを推進します。

*()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
9		エコ・モビリティ推進事業 〔環境対策課〕	2,112 (2,112)	2,354 (2,354)	自動車等による大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減のため、自動車から公共交通機関等への転換の促進や、エコドライブの推進などを実施

(5) 水辺の保全に関する環境美化活動の支援を推進します。

*()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
10	倍	さいたま市水辺のサポート制度の推進 〔環境対策課〕	131 (131)	108 (108)	水辺の環境美化活動をしている団体へ傷害保険や、清掃活動に使用する消耗品等を提供するなどの支援を実施

(6) 潤いある水辺空間を形成するための環境整備を推進します。

*()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
11	拡	雨水貯留タンク設置推進事業 〔環境対策課〕	2,265 (2,265)	1,082 (1,082)	環境教育の一環として、小学校への雨水貯留タンクの設置

〔区分〕 新…新規事業 拡…拡大事業 倍…しあわせ倍増プラン2013事業 成…成長戦略事業
行…行財政改革推進プラン2013事業

(7) 安心・安全できれいなまちづくりを推進するため、路上喫煙及びポイ捨て防止の啓発活動を充実させます。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
12		路上喫煙及びポイ捨て防止対策の推進 〔資源循環政策課〕	75,731 (75,550)	72,604 (72,394)	条例に基づき「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」に指定した7駅周辺に環境美化指導員を配置し、巡回指導を実施するほか、各種啓発物を設置。また、指定区域以外においても啓発活動等を検討

(8) 小型家電の回収量を増加し、家庭系ごみの「もえないごみ」の削減を図ります。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
13		小型家電リサイクル事業 〔資源循環政策課〕	3,048 (1,048)	12,850 (12,850)	小型家電の回収に関する市民への周知・啓発を継続し、新たな拠点の整備やイベント回収を実施して回収量を増加することにより、家庭系ごみの「もえないごみ」を削減

(9) 廃棄物の適正処理を推進します。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	26年度	25年度	説明
14	拡倍	廃棄物適正処理・処分推進事業 〔環境施設課〕	115,945 (77,902)	11,768 (2,434)	新サーマルエネルギーセンター施設整備のための基本計画の策定及び環境影響評価の現況調査
15	拡倍	新クリーンセンター整備事業 〔新クリーンセンター建設準備室〕	15,527,186 (1,692,811)	9,016,571 (739,081)	リサイクル活動機能を備えたリサイクルセンター及び高効率で熱回収し発電等を行う廃棄物処理施設の整備

3. 平成26年度予算案における見直し事業一覧

(単位：千円)

課名	見直し事業名	見直しの理由及び内容 (代替事業等があれば記載)	コスト 削減額
環境総務課	環境フォーラム及び環境マネジメントシステム印刷業務の見直し	環境フォーラムや環境マネジメントシステムに係るポスターやチラシ等の印刷単価を見直し、予算額を縮小する	△ 109
環境総務課	環境フォーラム講演会事業の見直し	環境フォーラムにおける講演の内容を見直し、予算額を縮小する	△ 400
環境総務課	環境フォーラム講演会事業の見直し	環境フォーラム講演会を展示報告会に組み込み実施することにより、会場使用料を見直し、予算計上を廃止する	△ 157
地球温暖化対策課	省エネナビによるエコライフ推進業務の見直し及びポスター作成業務の見直し	省エネナビ啓発リーフレット300部の印刷廃止及び貸出件数の見直しと、ライフスタイルキャンペーン看板作成業務の見直しにより、予算額を縮小する	△ 636
環境対策課	合併処理浄化槽設置補助金の削減	前年度までの申請件数を踏まえ、補助件数を50基から25基に削減したことにより、予算計上を縮小する	△ 10,460
環境未来都市推進課	充電設備設置補助金の廃止	ハイパーエネルギーステーション補助制度を活用した設置に移行するため、所期の目的を達成した充電設備設置補助金を廃止する	△ 1,000
廃棄物対策課	鈴谷清掃工場修繕業務の見直し	鈴谷清掃工場の修繕箇所を見直し、予算額を縮小する	△ 1,040
廃棄物対策課	親子リサイクル施設見学事業の見直し	親子リサイクル施設見学会のバス借上料を見直し、予算額を縮小する	△ 116
西清掃事務所	不法投棄防止用看板作成業務の見直し	部内の看板作成業務は他課で一括して行っているため、必要性を精査の上、予算計上を廃止する	△ 252
西清掃事務所	施設維持管理費の見直し	施設維持管理経費の見直しを行った結果、使用料、原材料費については使用量の削減、賃貸借料については仕様の精査を行うことにより、予算額を縮小する	△ 397
東清掃事務所	施設等保守管理委託料の削減	委託料を精査し、予算額を縮小する	△ 215
東清掃事務所	施設管理業務における賃貸借料の削減	システム賃貸借料を精査し、予算額を縮小する	△ 346
東清掃事務所	塵芥収集に係る備品購入の削減	塵芥収集業務の委託業務範囲の拡大により、今後の直営業務の見直しを検討し、予算計上を廃止する	△ 4,114
東清掃事務所	施設管理業務に係る備品購入の削減	購入する備品を精査し、予算額を縮小する	△ 131

(単位：千円)

課名	見直し事業名	見直しの理由及び内容 (代替事業等があれば記載)	コスト 削減額
大崎清掃事務所	粗大ごみ戸別収集受付業務における受付システムの見直し	粗大ごみ戸別収集受付業務において使用している受付システムにおいて、各清掃事務所を結んでいるネットワークについての契約を見直し、予算額を縮小する	△ 217
大崎清掃事務所	塵芥収集に係る備品購入等の縮小	本市における塵芥収集業務の委託業務範囲の拡大により、今後の直営業務の見直しを実施したその結果、2t塵芥収集車の購入を控え、安価である軽ダンプを導入し、新たに事業を継続する方針を打ち出したが、塵芥収集車備品購入費及び関連する旅費・負担金・公課費を縮小する	△ 5,816
環境施設課	一般廃棄物埋立処分業務の削減	新クリーンセンター稼働に向けての性能検査に伴い、埼玉県最終処分場に排出していた焼却灰を、新クリーンセンターに搬入することになり、埋立処分量が削減したため、予算額を縮小する	△ 16,320
環境施設課	一般廃棄物埋立処分業務の削減	新クリーンセンター稼働に向けての性能検査に伴い、埼玉県最終処分場に排出していた不燃残渣を、新クリーンセンターに搬入することになり、埋立処分量が削減したため、予算額を縮小する	△ 11,932
東部環境センター	焼却灰運搬業務委託(うらわフェニックス)の縮小	新クリーンセンターにて当センターの焼却灰最終処分を行う計画に伴い、本稼働前の処分テストを行うこととなり処分量の見直しを行うことにより委託料を縮小する	△ 1,301
東部環境センター	不燃物運搬業務委託(埼玉県)の縮小	新クリーンセンターにて当センターの不燃物最終処分を行う計画に伴い、本稼働前の処分テストを行うこととなり処分量の見直しを行うことにより委託料を縮小する	△ 2,322
クリーンセンター大崎	新クリーンセンター稼働に向けての性能検査に伴う最終処分先の変更等	新クリーンセンター稼働に向けての性能検査に伴い、当センターの焼却灰・不燃物の一部を新クリーンセンターへ運搬することとなったことから、予算額を縮小する	△ 1,336
岩槻環境センター	焼却施設運転管理業務の縮小	焼却施設における通常の運転管理業務が10か月の業務となり、残り2か月が施設閉鎖に向けた清掃等業務となったため、予算額を縮小する	△ 55,370
岩槻環境センター	固化灰運搬業務委(群馬県草津町)の縮小	群馬県草津町の最終処分場へ搬出している固化灰を市内の環境広場へ変更したため、予算額を縮小する	△ 22,080
大宮南部浄化センター	脱水污泥堆肥化業務委託の廃止	新クリーンセンター稼働に向けての性能検査に伴い、一部外部で行っていた当該業務を廃止する	△ 945
大宮南部浄化センター	堆肥化污泥運搬業務委託の廃止	新クリーンセンター稼働に向けての性能検査に伴い、運搬業務委託を廃止する	△ 662
クリーンセンター西堀	A重油使用量の削減	新クリーンセンター稼働に向けての性能検査に伴い焼却設備の運転を縮小することにより、予算額を縮小する	△ 5,739